本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（財務省）

1　信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税について、その対象となる施設を、公共施設その他の公益的施設と一体となった施設で、公用又は公共の用に供される部分以外の部分から収益が生ずることが見込まれるものとすることとした。（第三一条の五関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（金融庁）

保険業法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第二三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成二四年七月二〇日とした。

◇保険業法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九二号）（金融庁）

一　保険業法施行令の一部改正（第一条関係）

1　少額短期保険業者の保険契約者に係る保険金額の上限

㈠　少額短期保険業者が引き受ける一の保険契約者に係る保険金額の合計額の上限について、一の保険契約者について引き受ける保険の種類ごとの保険金額の合計額（以下「総保険金額」という。）の上限は、保険業法施行令第一条の六各号に定める保険の種類ごとの上限保険金額に一〇〇を乗じて得た金額（以下「上限総保険金額」という。）とすることとした。

㈡　特定の保険契約については、一定の期間に限り、総保険金額の上限は、上限総保険金額に一〇〇分の一〇〇を乗じて得た金額とすることとした。

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正（第二条関係）

1　少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置

㈠　特定保険業者であった少額短期保険業者等が、平成二五年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に引受け可能な保険金額の上限

一の保険契約者に係る一の被保険者についての保険の種類ごとの保険金額の上限は、平成一八年四月一日から平成二五年三月三一日までの間における引受け可能な保険金額に五分の三（医療保険については三分の二）を乗じて得た金額とすることとした。

㈡　平成二五年三月三一日に保険契約者であった者との間で当該保険契約者が締結していた保険契約（以下「既契約」という。）に係る保険と保険の区分が同一の保険に係る保険契約を締結し、かつ、当該保険契約の被保険者のうちに既契約に係る被保険者（以下「既被保険者」という。）が含まれるときは、当該既被保険者については、㈠にかかわらず、平成一八年四月一日から平成二五年三月三一日までの間における引受け可能な保険金額と同一の金額とすることとした。

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部改正（第三条関係）

移行法人による保険契約の移転等について、所要の規定の整備を行うこととした。

四　その他

1　施行期日

この政令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第二三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二四年七月二〇日）から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれに定める日とすることとした。

㈠　移行法人に関する権限の委任　公布の日

㈡　少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置等　平成二五年四月一日

2　その他所要の経過措置を定めることとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（経済産業省）

1　経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、無人航空機の製造用の装置等を追加する等所要の改正を行うこととした。（第四条、別表第一及び別表第三関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年八月一日から施行することとした。

◇国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九四号）（厚生労働省）

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二三年八月一〇日法律第九三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二五年四月一日とすることとし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は平成二六年一月一日とすることとした。

◇確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（厚生労働省）

1　確定拠出年金法（平成一三年法律第八八号。以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める者を、厚生年金適用事業所において実施されている企業年金制度又は退職手当制度であって法第五四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六〇歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とすることとした。（第一条の二関係）

2　法第九条ただし書の政令で定める者を、確定拠出年金の実施事業所において実施され、又は実施されていた企業年金制度又は退職手当制度であって法第五四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者（六〇歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六〇歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者を除く。）とすることとした。（第九条の二関係）

3　継続個人型年金運用指図者が脱退一時金の支給を請求する場合における個人別管理資産額を、二五万円以下とすることとした。（第六〇条第二項関係）

4　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇非訟事件手続法の施行期日を定める政令（政令第一九六号）（法務省）

非訟事件手続法（平成二三年法律第五一号）の施行期日は、平成二五年一月一日とすることとした。

◇非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九七号）（法務省）

1　非訟事件手続法（平成二三年法律第五一号）、家事事件手続法（平成二三年法律第五二号）及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二三年法律第五三号）の施行に伴い、健康保険法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、非訟事件手続法の施行の日（平成二五年一月一日）から施行することとした。